

第 6685 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 5月 21日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 直系尊属からの教育資金の一括贈与

**Q** : 父親から子供の教育資金を贈与してもらおうと思っています。非課税となる特例があるようですが、どのようなものですか？

**A** : 次のような特例です。

### 【解説】

お尋ねは、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税(教育資金の非課税)といわれるもので、平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に、30歳未満の者(受贈者)が、教育資金に充てるため、取扱金融機関との教育資金管理契約に基づき、受贈者の直系尊属(父母や祖父母など「贈与者」)から①信託受益権を取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した(信託等をした)場合は、その信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額は、取扱金融機関の営業所等を経由して「教育資金非課税申告書」を提出することにより、受贈者の贈与税が非課税になるという制度です。

ただし、信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用を受けることができません。

教育資金とは、次のものをいいます。

- ①学校等に直接支払われる入学金、授業料その他の金銭で一定のもの
- ②学校等以外の者に、教育に関する役務の提供の対価として支払われる金銭その他の教育を受けるために支払われる金銭で一定のもの

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

